

荒川総合スポーツセンター自動販売機設置事業者募集要項

荒川区では、荒川総合スポーツセンターに自動販売機を設置するため、自動販売機の設置を希望する事業者を公募し、応募者の中から最も評価が高い事業者１社を設置事業者として選定する。
本募集要項は、その選定に関する応募手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

１ 募集の趣旨

荒川総合スポーツセンターは、スポーツ及びレクリエーションの普及・振興を図り、健康で文化的な区民生活の向上を目的とした、あらゆる世代が利用できる施設である。

区では、施設利用者の利便に供するため、自動販売機を設置する事業者を公募する。

２ 募集内容

自動販売機の設置場所、販売種目、貸付面積及び設置台数は下表のとおりとし、一括して自動販売機を設置し、運営管理を行うことができることを要件とする。

貸付の期間は、令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までの３年間とする。

なお、公募実施日以降に所管部が飲料自動販売機の設置が必要と判断した施設については、事業者と協議の上、対象に加えるものとする。その場合の期間は、貸付日にかかわらず令和１１年３月３１日とする。

番号	設置場所	販売種目	貸付料	貸付面積	設置台数
１	１階・トレーニングルーム内	飲料 (缶・ペットボトル)	売上月額の４０％を 下限とした提案率	W1200×D800 mm 以内	１台
２	１階・スタジオ 観覧スペース			W1200×D800 mm 以内	１台
３	１階・自販機コ ーナー			※	１台
４	２階・大体育室 入口付近			W1200×D800 mm 以内	１台
５	２階・自販機コ ーナー			W1200×D800 mm 以内	２台
６	３階・自販機コ ーナー			W1200×D800 mm 以内	１台
７	４階・階段前			W1200×D800 mm 以内	１台
８	１階・自販機コ ーナー	紙パック	売上月額の２０％を 下限とした提案率	※	１台
９		アイスクリーム	売上月額の２０％を 下限とした提案率		１台
１０		その他	提案率（制限なし）		１台

計				12.00㎡以内	11台
---	--	--	--	----------	-----

※W4, 000×D800mm以内に4台の自動販売機を設置するものとする。

(備考) ①飲料については、カップ式を除くものとする。

②10については、水泳用キャップ、水泳用ゴーグル、タオル、食品（パン等）は必ず販売することとし、その他の販売したい品目を自由に提案すること（カップ式の飲料を除く）。

3 施設の利用状況等（令和6年度）

(1) 利用実績数：622, 213人

(2) 販売種目別売上数等

番号	設置場所	販売種目	売上金額	売上数
1	1階・トレーニングルーム内	飲料 (缶・ペットボトル)	504,503円	3,814
2	1階・スタジオ観覧スペース	飲料 (缶・ペットボトル)	2,310,630円	17,731
3	1階・自動販売機コーナー	飲料 (缶・ペットボトル)	1,976,358円	13,622
4	2階・大体育館入口	飲料 (缶・ペットボトル)	1,014,428円	6,911
5	2階・自動販売機コーナー	飲料 (缶・ペットボトル)	1,337,721円	8,994
6	2階・自動販売機コーナー	飲料 (缶・ペットボトル)	1,931,178円	13,768
7	3階・自動販売機コーナー	飲料 (缶・ペットボトル)	1,071,443円	7,146
8	4階・階段前	飲料 (缶・ペットボトル)	234,749円	1,655
9	1階・自動販売機コーナー	飲料 (紙パック)	692,680円	5,758
10	1階・自動販売機コーナー	アイスクリーム	1,295,870円	7,531
11	1階・自動販売機コーナー	その他 (ゴーグル、食品等)	778,350円	1,668
計			13,147,910円	88,598

【参考】直近売上金額実績

令和5年度：13,069,870円、令和4年度：11,659,300円、令和3年度：8,534,920円

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る休館、利用制限等により、利用者数が減少したことに伴い実績が減少している。

4 応募資格

以下の要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 過去5年間に公共施設等への自動販売機の設置及び運営管理の実績があること。
- (2) 東京都区部で販売・営業活動を行う本・支社又は営業所があること。

- (3) 最近3年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (5) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から10年を経過しない者の統制下にある企業等ではないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は当該団体に属する者ではないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者等又は破産者で復権を得ていない者等）に該当しないこと。
- (8) 商品販売に必要な営業許可を取得していること。
- (9) 荒川区入札等参加停止措置要綱に定める規定に基づく入札等参加停止措置及び荒川区契約における暴力団等排除措置要綱に定める規定に基づく入札参加除外措置の期間中でないこと。

5 応募方法

- (1) 荒川総合スポーツセンター自動販売機設置提案参加申込書（様式第1号）、事業者の概要（様式第2号）、荒川総合スポーツセンター自動販売機設置提案書（様式第3号－1～9）及びその他必要書類を添えて応募するものとする。

※ 下記①～⑨については、指定する様式にそれぞれ記載すること。別様式に記載した場合は評価対象とならないので注意すること。

① 自動販売機本体について【様式3号－1】

それぞれ販売種目の異なる機種ごとに、以下について、必ず記載するものとする。

- ・ユニバーサルデザインについて
- ・転倒防止対策について（具体的な対策を必ず提案書に記載すること。）
- ・機能上の特徴について（キャッシュレス決済の導入、省エネ性能など）。なお、キャッシュレス決済が使用可能な機種を必ず6台以上設置するものとする。
- ・設置に当たっては「自動販売機の据付基準（JIS規格）」及び「自動販売機据付基準（清涼飲料自販機協議会作成）」を遵守した措置を講じるものとする。
- ・寸法については貸付面積以内に収まるものとする。

② 環境への取組について【様式3号－2】

- ・設置する自動販売機は、環境に配慮した省エネ及びノンフロンの機種に限るものとする。
- ・提案書には、設置する自動販売機の性能について、ピークカット、ヒートポンプ、LED照明等、消費電力量の低減のための技術等を導入している場合は、具体的に記載すること。
- ・環境マネジメントに関する認証を取得している場合は、記載すること。また、その他環境への取組みに関して実施しているものがあれば記載すること。

③ 販売品目等について【様式3号－3】

- ・缶・ペットボトル飲料の自販機の販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の清涼飲料水とし、販売を予定している内容を全て記載すること。
- ・スポーツ施設であることを考慮し、運動時やその前後に摂取することが適している商品を取り入れること。スポーツに適した飲料の場合必ず備考欄に「スポーツ」と記載すること。
- ・紙パック飲料の自販機の販売品目は、乳酸飲料、牛乳、100%果汁飲料、野菜ジュース等、子どもや健康に配慮した飲料を取り入れ、販売を予定している内容を全て記載すること。子どもや健康に配慮した飲料の場合必ず備考欄に「子ども」「健康」と記載すること。

- ・カップ式の飲料自動販売機は適用外とする。
 - ・アイスクリームの自動販売機は、必ず設置するものとし、9種類以上の品目を販売すること。
 - ・その他の自動販売機については、荒川総合スポーツセンターの利用者が小さな子どもから高齢者まで多岐に渡ることや運動施設という性質を配慮し、利用者のサービス向上につながる販売種目・販売品目を自由に提案すること（靴下、水泳ゴーグルくもり止め、水泳用耳栓、スマートウォッチ用リストバンド等）。ただし、水泳用キャップ、水泳用ゴーグル、タオル、食品（パン等）は必ず販売すること。
 - ・商品の販売価格は、メーカー希望小売価格を上回らないこと。
- ④ 商品の品質管理及び自動販売機の衛生管理について【様式3号-4】
- ・商品の品質管理について、賞味期限切れへの対策を記載すること。
 - ・自動販売機の衛生管理についてスタッフによる定期点検及び清掃についての頻度等を記載すること。
 - ・販売する商品は、「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守するとともに、自動販売機内の洗浄などの衛生管理に万全を尽くすものとする。
 - ・食品安全マネジメントシステムまたは品質マネジメントシステム等に関する認証を取得している場合はその旨を記載する。
- ⑤ 商品の補充及び容器回収とその処分について【様式3号-5】
- ・商品の補充及び容器回収について具体的な考え方（夏季・冬季などの販売数が伸びる繁忙期の対応も含む）、方法や頻度等を記載すること。また、通常期及び繁忙期の補充・回収の頻度についても記載すること。
 - ・容器回収に当たっては、自動販売機に併設して、販売する品目の容器・廃棄物（缶、ペットボトル、紙パック、包装用紙等）の種類に応じた空容器等回収箱を設置することとし、容器包装リサイクル法等関係法令に基づいて適正に回収し、処理することを必須とする。
 - ・容器包装リサイクル法等に基づく容器の再商品化及びその他環境活動に係る取組について記載すること。
- ⑥ 緊急時の対応について【様式3号-6】
- ・自動販売機の故障、商品の不備等に対する現場対応、問い合わせや苦情等の発生時における対応方法（土・日・祝日における対応や対応可能時間帯、コールセンターの設置等）について、具体的に記載すること。
- ⑦ 貸付料について【様式3号-7】
- ・貸付料を算出するための率は、缶・ペットボトル飲料の自動販売機については、売上金額の40%を下限、紙パック、アイスクリームの自動販売機については、売上金額の20%を下限として提示すること。
 - ・その他の販売種目については、売上金額に対する貸付料率を提示すること。
- ⑧ 災害協力について【様式3号-8】
- ・缶・ペットボトル飲料の自動販売機においては、災害時に飲料を無料で提供できる災害対応型（バッテリー内蔵型）自動販売機を必須とする。
 - ・その他災害時の物品や食糧等の備蓄や無償提供等、その他災害協力に関する提案などを記

載すること。

- ・地震情報・避難情報といった災害情報を発信できる自動販売機などの設置についても記載すること。
- ・A E Dについては、今回の募集場所には既に設置済みであるため評価の対象とはしない。
- ・W i - F i 機能については、今後館内全体に設置予定のため、評価の対象としない。

⑨ その他【様式3号-9】

その他、区に対して特に提案したい事項がある場合は記載すること。

(2) 提出方法

「17 各書類提出先」まで持参すること。

(3) 提出期限

令和7年12月22日（月）午後5時まで（必着）

(4) 提出書類

- ① 荒川総合スポーツセンター自動販売機設置提案参加申込書（様式第1号）
- ② 事業者の概要（様式第2号）
- ③ 荒川総合スポーツセンター自動販売機設置提案書（様式第3号-1～9）
- ④ 誓約書（様式第4号）
- ⑤ 法人税納税証明書、法人事業税納税証明書及び消費税納税証明書
（直近3か年、かつ、発行日から3か月以内のもの【原本】）
- ⑥ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- ⑦ 法人の商業登記簿謄本（発行日から3か月以内のもの【原本】）
- ⑧ 設置する自動販売機のカatalog等

※上記提出書類のうち②「事業者の概要」、③「荒川総合スポーツセンター自動販売機設置提案書」、⑧「設置する自動販売機のカatalog等必要と思われる書類及び資料」については各3部、その他については各1部を提出すること。なお、提出書類は返却しない。

※「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」又は「東京都電子調達システム」において、競争入札参加資格の登録がされている場合、⑤「法人税納税証明書、法人事業税納税証明書及び消費税納税証明書」及び⑦「法人の商業登記簿謄本」の提出は不要とする。

(5) 辞退等について

荒川総合スポーツセンター自動販売機設置提案参加申込書を提出後に応募を辞退する場合は、和7年12月25日（木）午後5時までに辞退届（様式第5号）を提出するものとする（必着）。

また、提出書類に虚偽が認められた場合は、応募資格を失うものとする。

6 現地確認

自動販売機設置場所の現地確認は、下記の期間内とする。見学を希望する場合には、事前に担当宛に電話連絡をすること。

(1) 現地確認期間

令和7年11月28日（金）から12月19日（金）まで

午前8時から午後10時30分まで

※12月10日は休館日

※希望の時間帯に添えない場合がある。

(2) 事前連絡先

03-3802-4577 (スポーツ振興課 担当：早津)

午前8時30分から午後5時15分

※土、日、祝を除く

7 本募集に関する参加表明届の提出について

本募集に申し込みをされる場合は、事前に「荒川総合スポーツセンター自動販売機設置提案参加表明届（以下「参加表明届」という。）」（様式第6号）を提出するものとする。

(1) 提出期限

令和7年12月8日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

問合せ先に記載してあるメールアドレス宛てに電子メールにて送付してください。

また、区で電子メールを受信できていない場合は、届出不受領となるため、送信後必ず問い合わせ先に確認の連絡をすること。

8 本要項等に関する質問

参加表明届提出者は、本要項等の内容に質問がある場合、以下の期限までに質問票（様式第7号）を提出してください。なお、公募期間中、電話や口頭での質問は一切受け付けないものとする。

(1) 提出期限

令和7年12月8日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

問い合わせ先に記載してあるメールアドレス宛てに電子メールで提出するものとする。

また、区で電子メールを受信できていない場合は、届出不受領となるため、送信後必ず問い合わせ先に確認の連絡をすること。

(3) 回答

質問に対する回答は、参加表明届提出者全員（辞退届提出者を除く）にメールで回答することとし、令和7年12月15日（月）までに行う。

9 設置事業者選定

(1) 選定方法

提出された応募書類の内容について審査を行い、評価の高い事業者を選定する。

(2) 設置事業者決定日（予定）

令和8年2月下旬

(3) 設置事業者の公表等

設置事業者の決定後、参加表明届提出者全員（辞退届提出者を除く）に選定結果を通知するとともに、荒川区ホームページに、決定した設置事業者名を掲載する。

10 設置条件等

(1) 契約

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定による行政財産の貸付とする。また、区と事業者の間で民法（明治29年法律第89号）第601条による貸借契約を締結する。

(2) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

（自動販売機の搬入及び設置は、区と協議した上で行うため、貸付期間が数日前後する場合がある。）

11 設置事業者が負担する経費及び納入方法

(1) 貸付料

① 月額貸付料

設置事業者が借り受ける月に係る自動販売機ごとの売上金額（消費税及び地方消費税含む）に、設置事業者が提示した貸付料率を乗じて得た額の合計をもって月額貸付料とする。

② 最低賃料

自動販売機ごとの貸付料が、最低賃料を下回る場合には、設置業者は最低賃料を支払うものとする。

③ 納入方法

貸付料の納入は原則として四半期ごととし、区が発行する納入通知書により、区が指定する期限までに納入するものとする。

(2) 電気料金

電気料金については設置事業者の負担により子メーターを設置した上で、指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）を乗じて積算した額とし、区が指定する施設管理者と協議の上、指定管理者に対して支払うものとする。

(3) 設置及び撤去費用

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とする。

12 設置に当たっての遵守事項

自動販売機は、区が示した位置に設置することとし、当初設置時には設置する機種について事前に区の確認・承諾を得ることとする。貸付期間中は、次のことを遵守すること。

(1) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと。

(2) 販売品の搬入及び廃棄物の排出の時間及び経路については、区の指示に従うこと。

(3) 機種の変更等を行う場合は、あらかじめ区に申し出た上で、区の承諾を受けること。

(4) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に、故障時等の連絡先を明記すること。

(5) 保健所への手続が必要となる商品の自動販売機を取り扱う際には、速やかに保健所へ届け出ること。また保健所からの許可証の写しを区へ提出すること。

(6) その他関係法令を遵守すること。

13 貸付の取消又は変更等

次に該当するときは、貸付を取消し又は変更することがある。

- (1) 区が貸付けた財産を区において事業上必要とするとき。
- (2) 設置事業者が、貸付条件に違反したとき。
- (3) 設置事業者が応募の資格を失ったとき。

14 原状回復

- (1) 設置事業者は、貸付期間が満了又は上記 13 の規定により貸付が取り消された場合には、直ちに貸付を受けた財産を原状回復し、返還しなければならない。
- (2) 原状回復に要する費用は、一切設置事業者の負担とする。

15 解約の申入れ

設置事業者は、賃貸借期間内に貸付財産を返還するに当たっては、3か月前までに書面をもって区に届け出て、その承認を得なければならない。

16 損害賠償等

- (1) 設置事業者は、その責に帰する事由により、区又は第三者に損害（食中毒等）を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 設置事業者は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は設置事業者が負担することとする。
- (3) 区は、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、区の責によることが明らかな場合を除き、その一切の責任を負わない。

17 各書類提出先・問い合わせ先

荒川区地域文化スポーツ部スポーツ振興課スポーツ振興係 田中・早津
〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号
電話03-3802-4577
E-mail: taiiku@city.arakawa.lg.jp